

3章 市有インフラの現状と課題

1. 市有インフラの概要

熊本市インフラ資産一覧（平成29年4月1日現在）

種別	主な施設	施設数	
道路	市道	12,020 路線 3,368 km	
	国道	5 路線 37 km	
	県道	48 路線 341 km	
	橋梁	2,881 橋 32 km	
河川	一級河川	5 本 23.7 km	
	二級河川	3 本 3.7 km	
	準用河川	31 本 48.4 km	
	一般排水路 (普通河川)	13 本 24 km	
	都市下水路	13 路線 19 km	
	排水機場	25 施設	
	水門・樋門	2 門	
公園	都市公園等	1,075 箇所 588 ha	
農業施設	農道	127 路線 50 km	
	林道	2 路線 3 km	
	農業用排水機場	40 施設	
農業集落排水施設	管渠	49 km	
	終末処理施設	4 施設	
漁港	第1種漁港	3 施設	
	係留施設	2,198 m	
	外郭施設	3,250 m	
地方公営企業会計	上水道	管路 取水施設 送水施設 配水施設	3,449 km 40 施設 17 施設 51 施設
	工業用水道	取水施設 配水施設	3 施設 1 施設
	下水道	管路 ポンプ場 処理場	2,591 km 322 施設 5 施設
	交通	軌道事業	2 路線 11.9 km
	病院施設	病院(診療所含む)	3 施設
		病床数	165 床

※国道は市管理分のみの数値

※公園数・公園面積は市管理分のみの数値

2. 熊本地震による影響

市有インフラ被災・復旧状況（平成 29 年 12 月時点）

種別	主な施設	主な施設被害の概要	復旧費用 (百万円)	復旧完了 (予定)日
道路	道路	・約 7,400 箇所被災(地盤沈下による段差、塚の倒壊による通行止め等)、うち延べ 179 箇所で通行止め(主要地方道玉名植木線など)	9,073	平成 31 年 3 月
	橋梁	・約 660 箇所被災(落橋、下部構造の損傷等)、うち延べ 21 箇所で通行止め(白川橋、神園橋など)		
河川	河川 (一級・二級・準用)	・鶯川(一級)において、河川護岸沈下により管理用通路に段差や護岸の一部崩壊等の被災 ・五双川(準用)の潮止堰が崩壊し、潮止機能を喪失	1,762	平成 31 年 3 月
	普通河川 (一般排水路)	・秋津町第 15 号排水路において、水路壁が崩壊し、水路閉塞が発生		
	都市下水路	・秋津都市下水路において、水路護岸が崩壊		
	調整池	・御幸笛田調整池において、護岸被害等が発生		
	排水機場	・間島団地排水機場において、設備破損等の被害が発生		
公園	都市公園等	・武蔵塚公園において、門、東屋の一部、灯篭等が倒壊 ・柿原公園において、地盤の亀裂等の被害を受け、法面崩壊の恐れ ・水前寺江津湖公園においては、園路や護岸の破損等の被害 ・その他の公園において、園路・東屋・トイレに破損等の被害	513	平成 30 年 3 月
農業施設	農道	・陥没や法面崩壊等の被害が 62 箇所で発生	24	平成 30 年 3 月
	農業排水路	・排水路の亀裂・護岸破損等 244 箇所の被害	627	平成 30 年 7 月
	農業用排水機場	・排水機場においては、排水樋管 3 件、電気設備 3 件、ゲート扉 1 件が破損したほか、地盤沈下に伴う導水路の亀裂や法面崩壊が多数発生	70	平成 30 年 7 月
農業集落排水施設	管渠	・南区の「塙原藤山」及び「鶴瀬陳内」の 2 処理区において、沈下による管路のたわみ、変形や管路上の舗装陥没等が発生	67	平成 30 年 3 月
漁港	第 1 種漁港	・四番漁港においては、コンクリート製物揚場等に亀裂が発生 ・海路口漁港においては、漁港施設用地が地盤沈下したことにより、海岸堤防や物揚場構造物との間に段差や陥没が発生 ・天明漁港においては、コンクリート製物揚場等で亀裂等が発生	1	平成 28 年 6 月
上水道	管路	・基幹管路及び配水支管は 440 箇所に被害 ・給水管(配水管の分岐部から量水器まで)の被害は 2,213 件 ・管路全体の被害は計 2,653 件	2,909	平成 31 年 3 月
	取水施設	・38 施設 135 箇所に被害(約 32 万 6 千戸が断水)	1,631	平成 32 年 3 月
	送水施設	・取水施設では、震源に近い東区の秋田・沼山津水源地の被害が大きく、8 施設で建屋の傾斜が発生し、取水井戸も揚水管の破損等が発生		
	配水施設	・貯水施設や送水施設及び配水施設においても、タンクの亀裂や配管の破損等の被害		
工業用水道	取水施設	・建物に損傷等の被害	8	平成 31 年 3 月
下水道	管路	・管路については、延長 2,566km の内、47.4km について管路破損や部分沈下 ・マンホール隆起や道路陥没等の被害も多数発生	8,027	平成 32 年 3 月
	ポンプ場	・機器や配管の破損、建屋や通路の亀裂等の被害	220	平成 31 年 3 月
	浄化センター	・5 浄化センター全てで汚泥搔き機脱落等の被害		
交通	建物	・上熊本車両工場や大江局舎、上熊本詰所の建物本体や設備関係に損傷被害	52	平成 31 年 3 月
	軌道等	・レールの破断や沈下、電柱の傾き等の被害 ・熊本駅前電停、上熊本駅前電停前電停でホームの段差、亀裂	68	平成 31 年 3 月
病院施設	市民病院	・北館・南館については、外壁や内壁及び天井等に多数の損傷を受け、継続使用することは極めて危険との診断結果が出たことを受けて、使用を禁止しています。 ・管理棟については、外壁や天井等の被害は大きかったものの、建物としては継続使用が可能でした。 ・ライフラインについては受水槽及び高架水槽が損傷しました。	99	平成 29 年 3 月
	植木病院	・建物内壁等の亀裂や高架水槽の亀裂による漏水等の被害	18	平成 29 年 3 月

3. 個別インフラの現状と課題

(1) 道路・橋梁

1) 施設概要

- ・道路は、人の移動や物流、都市の骨格形成や市街地形成、電気・上下水道等のライフラインを収容するための重要なインフラです。
- ・市が管理者となっている道路（国道（指定区間除く）、県道、市道）は、12,073 路線、延長 3,758 km となっています。
- ・都市計画道路の整備状況は、平成 28 年度末現在で、整備率は約 63% となっています。一方で、事業に着手されていない区間も存在します。
- ・市域内の道路の舗装率は、国道及び県道がほぼ 100%、市道で約 93%（延長率）となっています。

図表 市域内道路一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）

種 別	舗 装 道		未 舗 装 道		計		舗 装 率	
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)
国 道	103,640		0		103,640		100.00	
国の管理	66,924		0		66,924		100.00	
市の管理	36,716		0		36,716		100.00	
県 道	340,099		415		341,312		99.88	
主要地方道	108,256		0		108,256		100.00	
一般県道	232,641		415		233,056		99.82	
市 道	3,137,196	13,600,843	242,453	470,890	3,379,649	14,071,734	92.83	96.65
道 路	3,114,160	13,469,032	242,380	470,568	3,356,540	13,939,600	92.78	96.62

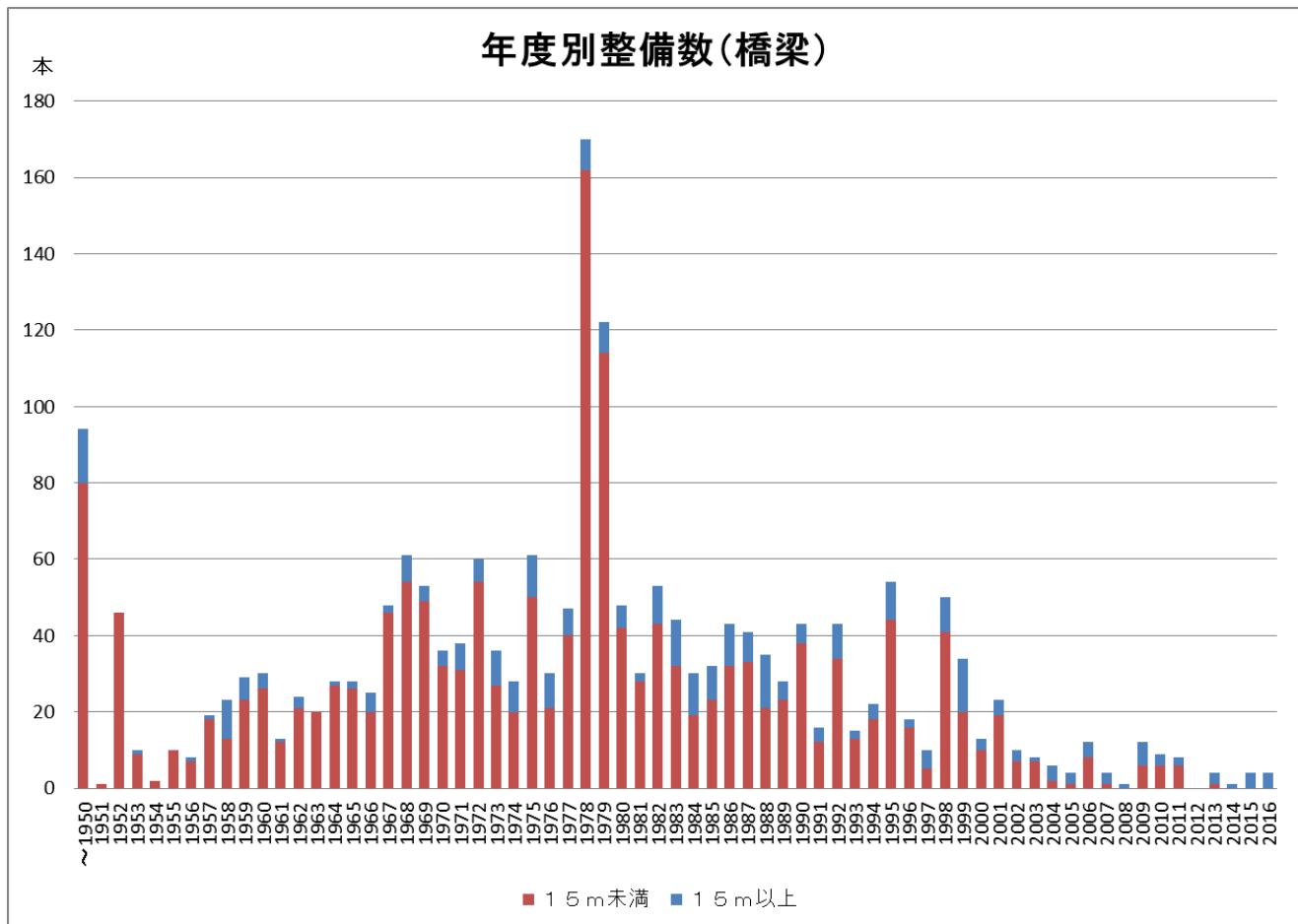
※数値は平成 28 年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積

- ・市が管理する道路には、2,886 橋、総延長約 36 km の橋梁があり、その約半数が高度成長期に整備され、一般的な耐用年数といわれている 50 年を超える橋梁は、現在約 23% ですが、20 年後には約 76% になります。

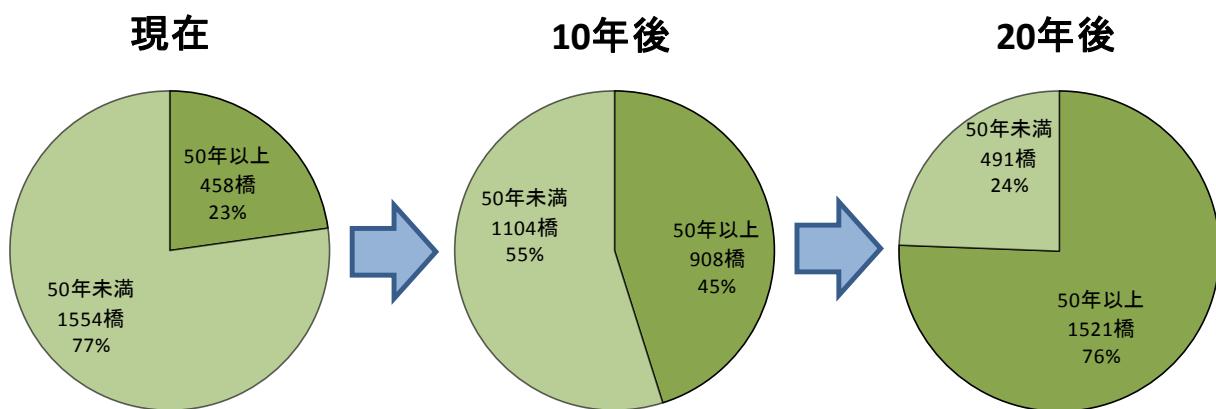
図表 市管理橋梁一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）※側道橋は含まない

区分	石又はコンクリート橋		鋼 橋		その他の構造橋		総 数	
	橋 数	延 長(m)	橋 数	延 長(m)	橋 数	延 長(m)	橋 数	延 長(m)
国道	79	1,731	5	1,037	0	0	84	2,768
県道	316	7,712	20	1,887	0	0	336	9,599
市道	2,385	20,725	74	3,085	7	70	2,466	23,880
合計	2,780	30,168	99	6,009	7	70	2,886	36,247

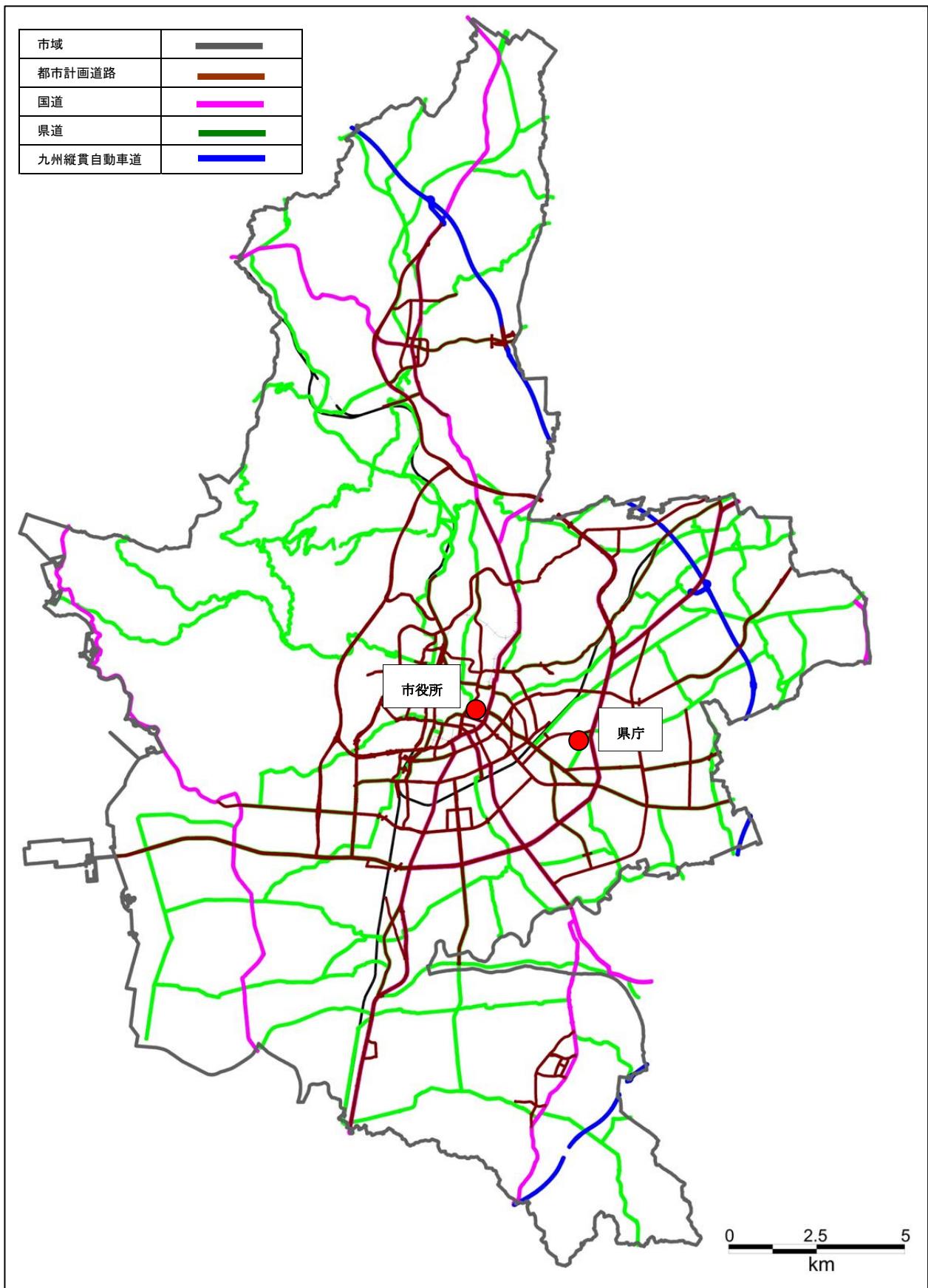
図表 築年別橋梁数分布



図表 建設後 50 年以上の橋梁数の将来推移



図表 都市計画道路網図



2) 施設の維持・更新状況

- ・道路（舗装）の計画的な維持管理を行うため、平成 25 年度に舗装維持管理計画を策定しました。
- ・道路種別や交通量等により路線を分類し、幹線道路は舗装劣化に関する管理水準を設けて予防保全型の維持管理を実施し、生活道路に関しては、パトロール等を実施しながら監視保全型の維持管理を実施することでトータルコストの削減を図っています。
- ・道路新設における舗装に関しても路線状況に応じた舗装設計を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図っています。

図表 道道路線の分類（舗装維持管理計画より抜粋）

交通区分 道路種別	N1～N3	N4	N5	N6・N7		
国道	グループ3		グループ1 大型車の交通量が多く、 地域間の道路網を形成している路線			
県道	地域間の道路網を形成している路線					
1級市道	グループ4		グループ2 大型車の交通量が多く、 市内の道路網を形成している路線			
2級市道	市内の道路網を形成している路線					
その他	グループ5					
市道	主に生活道路となる路線					

図表 路線の分類ごとの管理方針（舗装維持管理計画より抜粋）

路線分類	管理方針	
	舗装の劣化しやすさの視点 (舗装設計に反映)	舗装の劣化による影響の視点 (維持管理へ反映)
グループ1	耐荷性・耐久性に優れた舗装構成	早めの手当により、良好な走行環境を維持
グループ2	耐荷性・耐久性に優れた舗装構成	走行上安全面に支障とならない路面状態を維持
グループ3	一般的な耐荷性・耐久性を備えた舗装構成	早めの手当により、良好な走行環境を維持
グループ4	一般的な耐荷性・耐久性を備えた舗装構成	走行上安全面に支障とならない路面状態を維持
グループ5	一般的な耐荷性・耐久性を備えた舗装構成	維持的対応を主として安全性を確保

- ・橋梁については、平成 25 年度に長寿命化修繕計画を策定し、平成 26 年度より点検結果に応じた予防・監視保全と計画的な補修や架替を実施しています。
- ・街路灯については、平成 23 年度より新設・更新街路灯の LED 化を進めており、光源の長寿命化や電気代の削減等、トータルコストの削減に取り組んでいます。
- ・平成 26 年の道路法改正により、損傷が生じた場合に道路の構造に影響を与える道路ストック（橋梁・横断歩道橋・門型標識・大型カルバート・トンネル等）は 5 年に 1 回の近接目視点検が義務付けられたため、平成 26 年度より対象全施設の計画的な点検を実施しています。
- ・法定外公共物である里道については、地元からの要望に応じて適切に補修等を実施しています。

3) 需要・運営状況

- ・本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この 10 年間(平成 16 年度から平成 25 年度)で約 34 万 7 千台から約 42 万 5 千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、中心市街地の渋滞が慢性的に起こっています。
- ・中心市街地の渋滞を緩和するため、バイパス道路や幹線道路及び補助幹線道の整備と交差点の改良等を進めています。
- ・道路施設整備に関する要望数は横這い状態であり、要望の中では、交通安全施設（防護柵、照明灯）等や舗装のポットホールに関する要望が多い傾向があります。
- ・道路の損傷による安全性や利便性の低下を避けるため、修繕等の契約方式の見直し等、効率的な維持管理に向けた施策を実施しています。
- ・市民との協働による維持管理への取組みとして「熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度」を運用しています。
- ・平成 17 年度に国から財産の無償移譲を受けた里道については、財産台帳は未整備ですが、数が多いため、境界立会い等が発生した場合に、その都度、台帳を整備しています。
- ・境界立会い等の現況確認により、道路として機能していないことが判明した里道については、占有者に払い下げを行っています。

4) 防災対応

- ・「熊本市地域防災計画」における災害時の緊急輸送道路の指定・整備は完了し、市内建設業者との災害時協力協定を結んでいます。
- ・熊本県緊急輸送道路に指定されている道路の橋梁や高速道路や鉄道を跨ぐ橋梁、橋長 15m 以上の橋梁を対象に、耐震補強対策を計画的に進めています。

5) インフラ分野別方針

- ・道路の管理延長の増加や橋梁の老朽化といった課題に適切に対応するため、事業箇所の優先順位付けを行い、限られた財源の範囲内で効率的な維持補修に取り組みます。
- ・道路照明の LED 化等、ライフサイクルコストを意識したコスト削減に取り組みます。
- ・トンネルや横断歩道橋等、道路附帯施設についても計画的な長寿命化に取り組みます。
- ・橋梁については、平成 25 年度に策定した熊本市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に架け替えや補修に努め、安全確保を図ります。
- ・道路整備プログラムの見直しにあたっては、都市マスタープランなどの関連計画との整合性を図りつつ、将来の人口動態や通行量等の見通しを踏まえ、事業の優先順位付けを行います。

(2) 河川

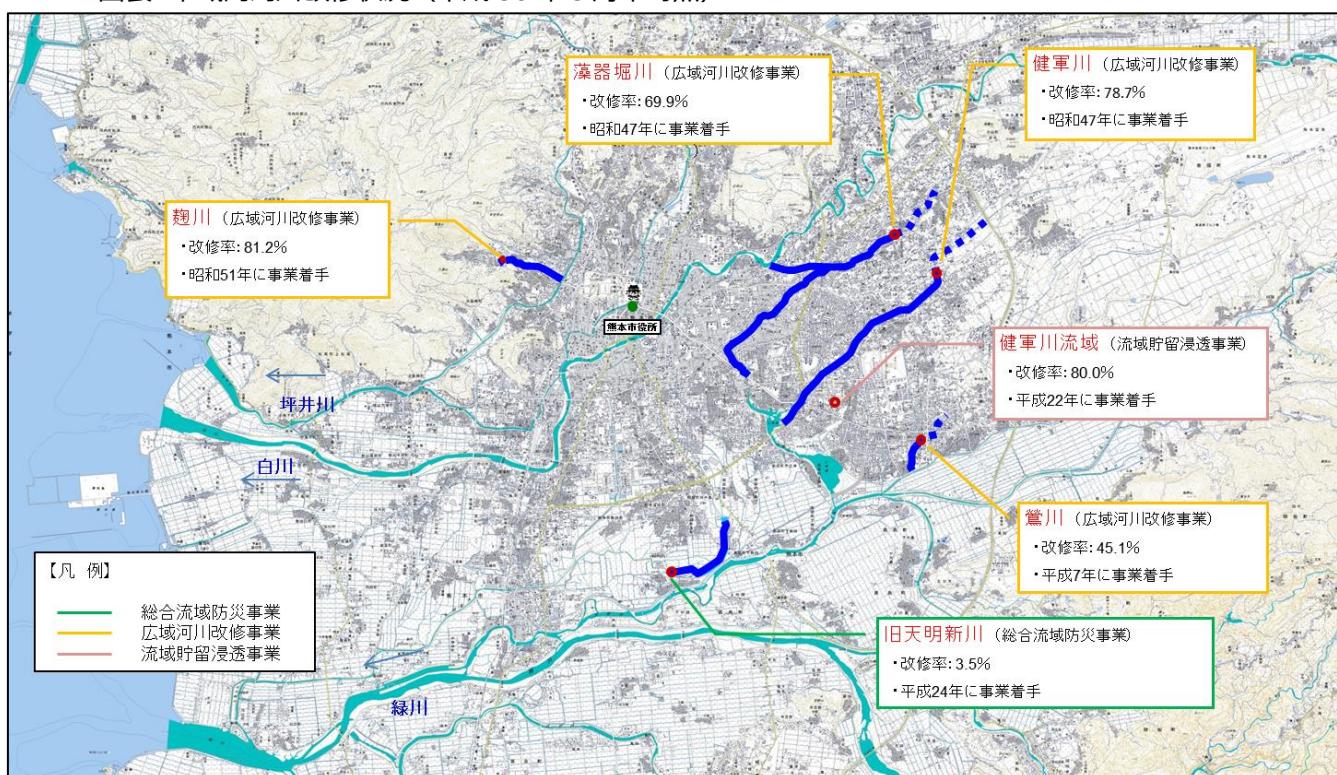
1) 施設概要

- ・河川は、洪水から人や財産を守り、農業用水の供給等の治水・利水における重要な機能を有するインフラです。
- ・市が管理している河川（一級河川（指定区間）、二級河川、準用河川）は、延長 75.8 km となっています。
- ・洪水による被害を防止するため、河川環境に配慮しながら河川の整備を進めています。また、河川改修と併せて、雨水を貯留・浸透させ河川への流出を抑制する対策も行っています。
- ・また、国、県が進めている河川整備事業の早期完了に向け要請も行い、治水対策の強化を図ることで災害に強いまちづくりを推進しています。

※平成 29 年度末の広域河川改修事業による河川整備率…69.4%

（対象河川：健軍川、藻器堀川、鶯川、麹川、万石川、兎谷川（万石川、兎谷川は改修済））

図表 市域内河川改修状況（平成 30 年 3 月末時点）

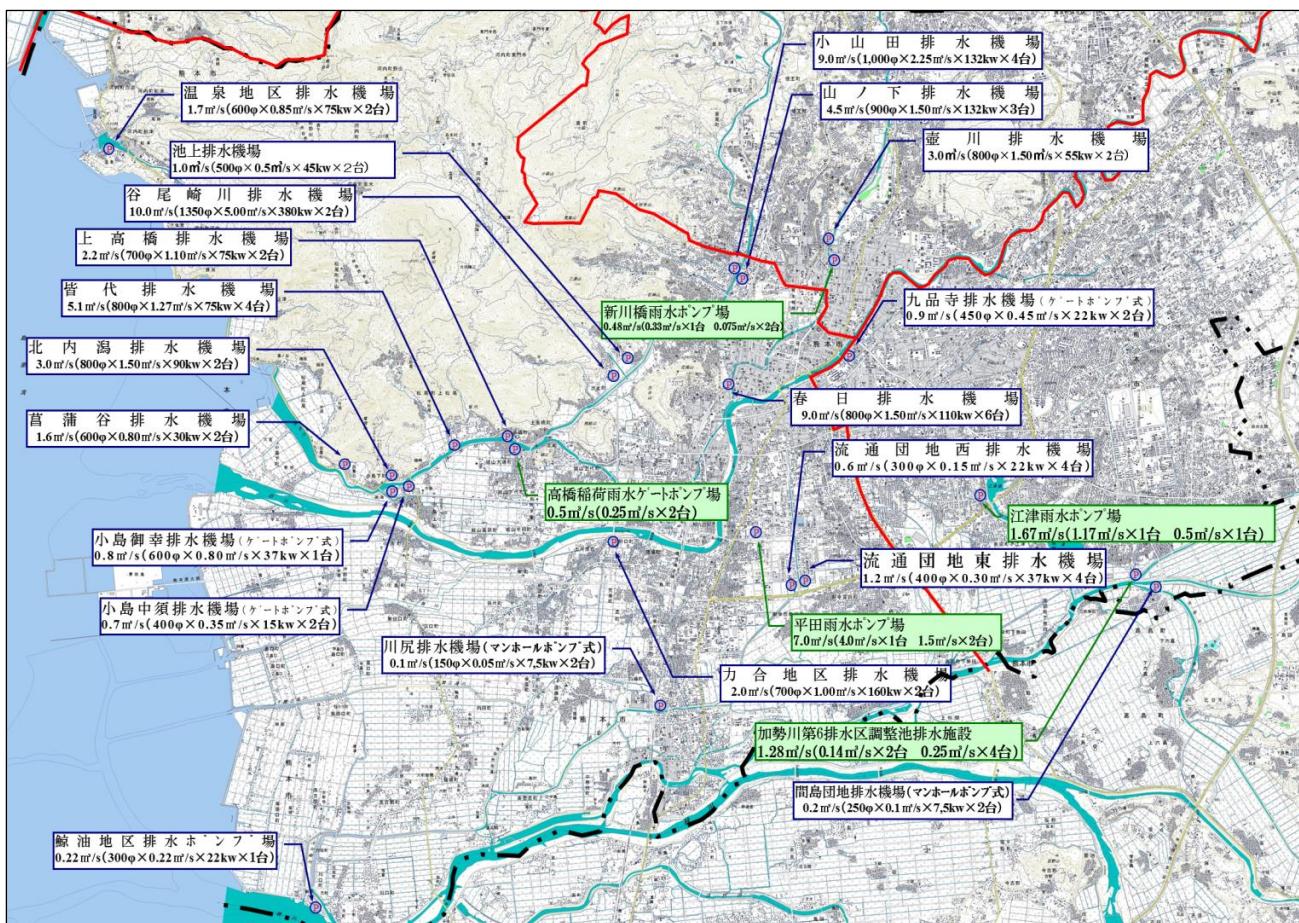


- ・一般排水路（普通河川）は、市民生活の安全の確保と、潤いのある水辺空間の形成を目的として整備をしています。
- ・市が管理している一般排水路（普通河川）は13河川、延長は24kmあり、計画的に整備を行っている状況です。
- ・その他の一般排水路（法定外公共物）については、正常な機能確保と住宅地の浸水被害軽減のために整備・維持管理を行っています。
- ・都市下水路は、市街地の雨水を排除し、速やかに河川などに排水する施設で、市街地の浸水の解消を図ることを目的として整備・維持管理を行っています。
- ・市が管理している都市下水路は13路線、延長は19km、整備率は89.9%となっています。
- ・都市型水害を軽減するために、水路の整備だけではなく調整池の整備も行っています。また、公共下水道雨水事業による浸水対策と連携を図りながら雨水対策を行っています。
- ・本市では、河川や水路からの溢水防止と、雨水を速やかに河川などに強制排水することを目的とした水門や排水機場等の施設の管理も行っています。
- ・水門や排水機場等は、急な大雨の際等の緊急時に確実な動作が求められるため、日頃からの適切な点検や動作確認に努めています。

图表 河川・雨水関連施設一覧（平成29年4月1日現在）

種別		施設数		主な施設名
河川管理施設	排水機場	1	施設	谷尾崎川排水機場
	水門	1	施設	保田壅放水路水門
内水排除施設	排水機場	19	施設	小山田排水機場、山ノ下排水機場、春日排水機場、九品寺排水機場、壺川排水機場、皆代排水機場 他
	調整池	96	施設	フードパル調整池、鳶町調整池、大嶺第二調整池 他
公共下水道雨水施設	排水機場	5	施設	平田ポンプ場、江津ポンプ場、加勢川第6排水区雨水調整池排水施設 新川橋ポンプ場、高橋稻荷雨水ゲートポンプ場
	流域雨水貯留施設	6	施設	健軍消防署横、東区役所駐車場、帶山小・託麻南小・月出小・尾ノ上小・健軍小各グラウンド
	樋管	1	施設	城東樋管

図表 排水機場・ポンプ場位置図（平成 30 年 3 月末時点）



2) 施設の維持・更新状況

- ・河川本体は永久構造物ですが、除草や浚渫等の適正な維持管理により機能を維持していくことが必要です。
- ・一級・二級河川については、路線ごとに総価契約により必要箇所の除草を年に 2 回程度実施しています。
- ・一部の河川については、美化ボランティア制度を利用して市民ボランティアによる清掃も実施しています。
- ・河川台帳の整備状況としては、政令指定都市移行に伴う権限移譲の際に二級河川の台帳は県から引き継いでいます。準用河川については 26 河川の台帳が整備済みで、残りの 5 河川の台帳整備を順次進めています。
- ・一般排水路及び都市下水路の整備済区間については、要望に応じて定期的に水路除草・水路清掃を実施しています。また、補修が必要な場合は、各土木センターで対応しています。
- ・水門や排水機場等の施設の運転管理業務は専門の業者に委託し、年間 12 回の定期点検と 3 回の精密点検を実施し、耐用年数に達した重要な設備・機器等に関しては、設備等が故障する前に計画的に更新を行っています。
- ・現在、熊本市下水道浸水対策計画による重点 6 地区に関する浸水対策事業（排水機場の新設・雨水調整池の新設等）を進めています。

3) 需要・運営状況

- ・河川・水路の管理に当たっては、パトロールや住民からの情報により点検、補修を行っています。
- ・河川・水路の緊急を要する施設修繕や除草等への対応として、事前に契約を行い速やかに対応できる単価契約を取り入れています。
- ・排水機場等の点検・運転監視等の業務は、複数個所をまとめて専門業者に委託することにより効率化を図っています。

4) 防災対応

- ・自然災害により河川施設（公共土木施設）が被災した場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等を活用し被災箇所の早期復旧に努めています。
- ・水門や排水機場等の施設は、大雨時には遠隔監視と専門業者による運転管理により施設を安全に稼働し、地域の安心・安全の確保に努めています。

5) インフラ分野別方針

- ・河川整備計画を作成している河川については、計画に基づき治水対策を進めます。
- ・河川整備計画を未策定の河川については、早急に整備計画を策定することとし、限られた財源の範囲内で効果的な整備に努めます。
- ・河川維持管理計画を策定し、施設ごとの管理水準を設けて維持管理を行い、今後の維持管理に必要なデータの蓄積を図ります。

(3) 公園

1) 施設概要

- ・公園は、市民生活の良好な環境、良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として、また、災害時における一時避難施設として整備を進めてきました。
- ・現在市内に開設してある都市公園は、997箇所、総面積 704.08 h a となっています。
- ・都市公園以外に民有地を借用した 74 箇所、総面積 6.19 h a のまちの広場も供用しています。
- ・これまで熊本市緑の基本計画で掲げる市民一人当たり都市公園面積を 10 m² にすることを目標に整備してきており、平成 29 年度当初時点での市民一人当たり 9.54 m² となっています。

図表 都市公園の種類

種別	設置目的	誘致距離	標準面積
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用	250m	0.25ha
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用	500m	2ha
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用	1km	4ha
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用	—	10~50ha
運動公園	都市住民全般の主として運動のための	—	15~75ha
広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション	広域ブロック単位	50ha

図表 都市公園等の整備状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

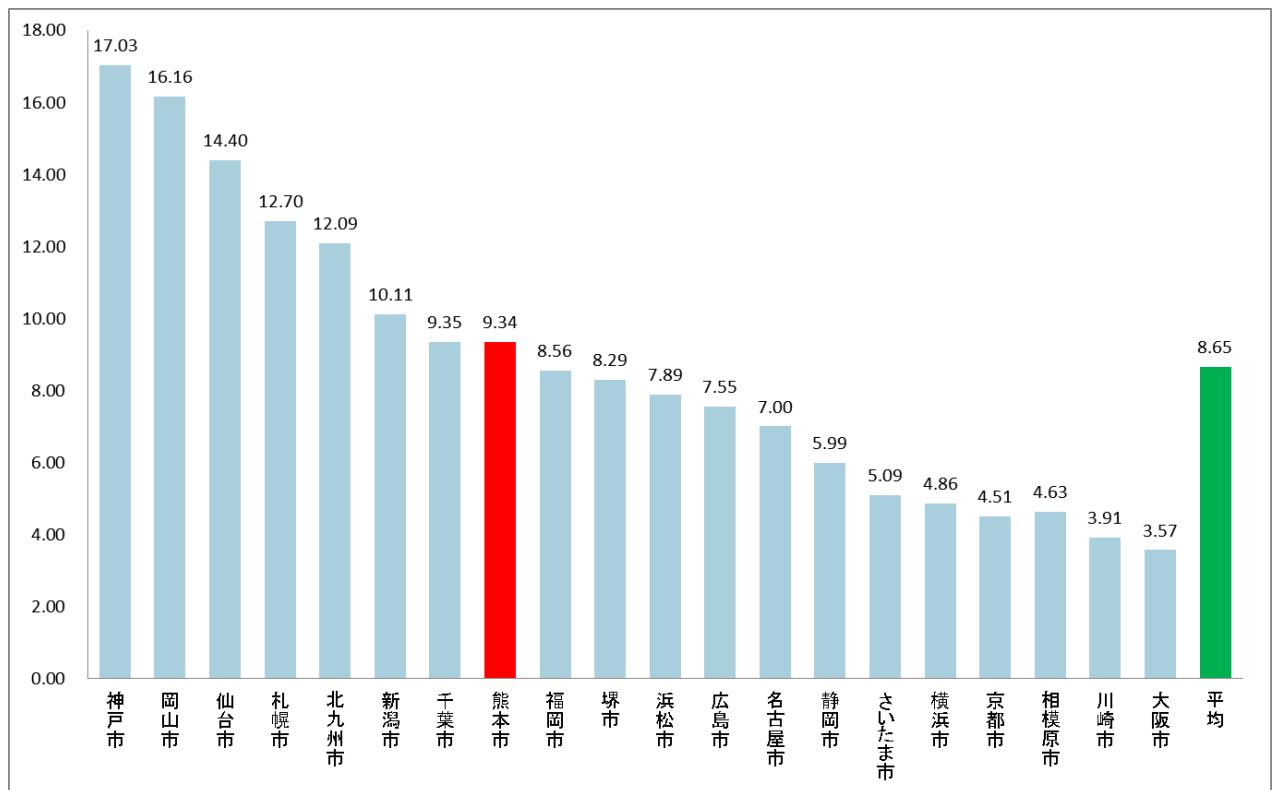
種類	種別	箇所数	面積 (m ²)	1 人当り の面積 (m ² /人)	備考
基幹公園	街区公園	874	961,660	1.30	
	近隣公園	29	427,149	0.58	
	地区公園	7	318,564	0.43	
	総合公園	5	1,024,886	1.39	
	運動公園	3	1,153,227	1.56	県管理公園(1 公園)含む
特殊公園	特殊公園(風致)	7	421,457	0.57	県管理公園(2 公園)含む
	特殊公園(歴史)	16	303,506	0.41	
	墓園	3	351,906	0.48	
大規模公園	広域公園	1	1,254,368	1.70	
都市緑地	緑地	52	824,112	1.12	
都市公園合計		997	7,040,835	9.54	
その他公園	まちの広場	74	61,889	0.08	
	その他	7	14,794	0.02	
総合計		1,078	7,117,518	9.65	

図表 市民一人当たり都市公園等面積の推移（平成29年3月31日現在）

年度 区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	公園数	面積 (ha)	一人あたり面積 (m²)												
利用中の 街区公園	810	92.38	1.25	825	93.41	1.27	848	93.91	1.27	862	95.88	1.30	874	96.17	1.30
利用中の 都市公園	931	661.24	8.97	946	679.83	9.21	971	701.77	9.50	985	703.80	9.51	997	704.08	9.54

- 平成28年度末現在の熊本市の人口1人あたりの都市公園面積は、政令市平均よりも高い水準にあります。

図表 各政令市の人口1人あたりの都市公園面積（m²／人）

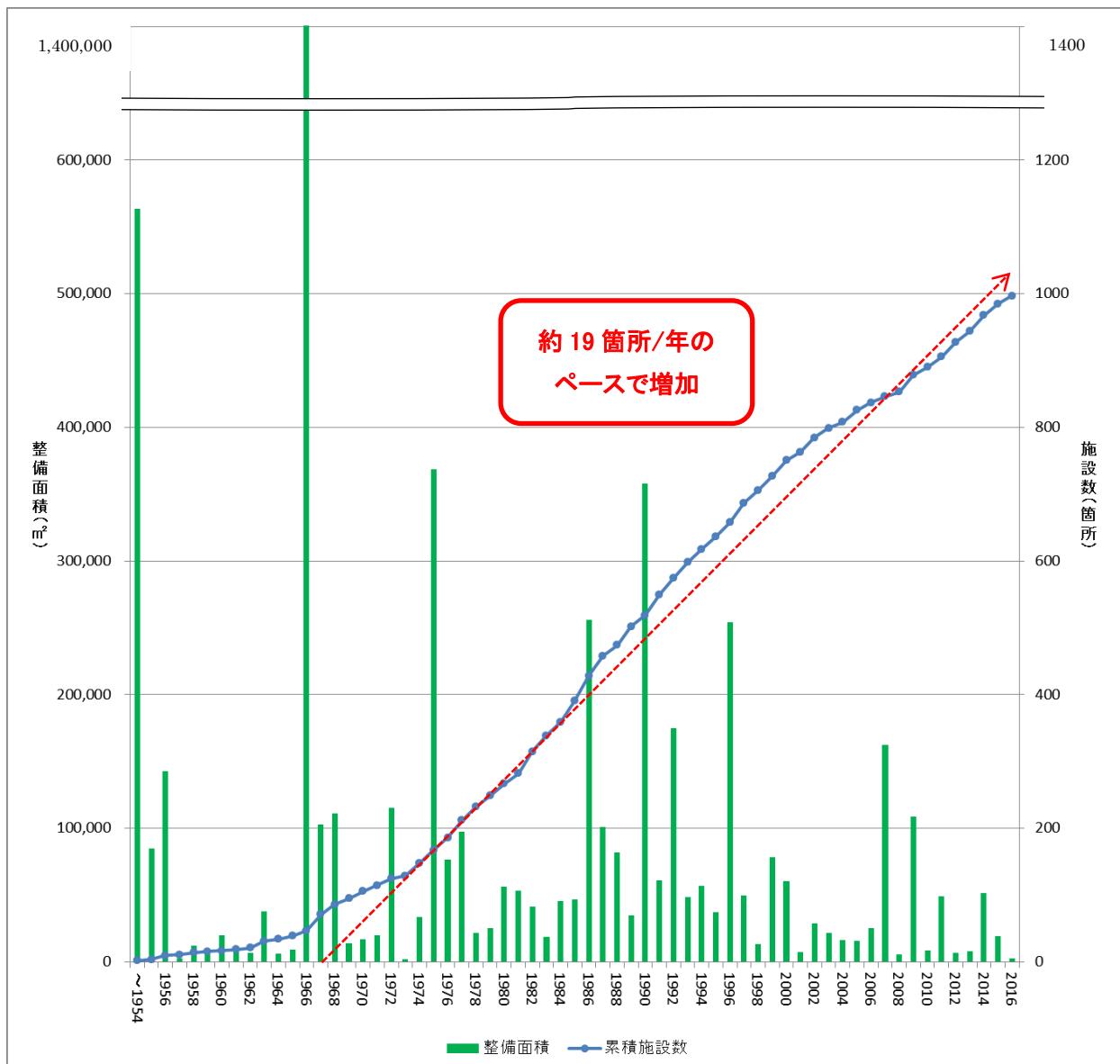


資料：都市公園面積（国土交通省）H28.3.31

住民基本台帳登載人口(総務省) H28.1.1

- 平成 28 年度末現在、市内の都市公園は 997 箇所あり、近年は集落内開発等による引継公園などが約 19 箇所／年のペースで増え続けています。

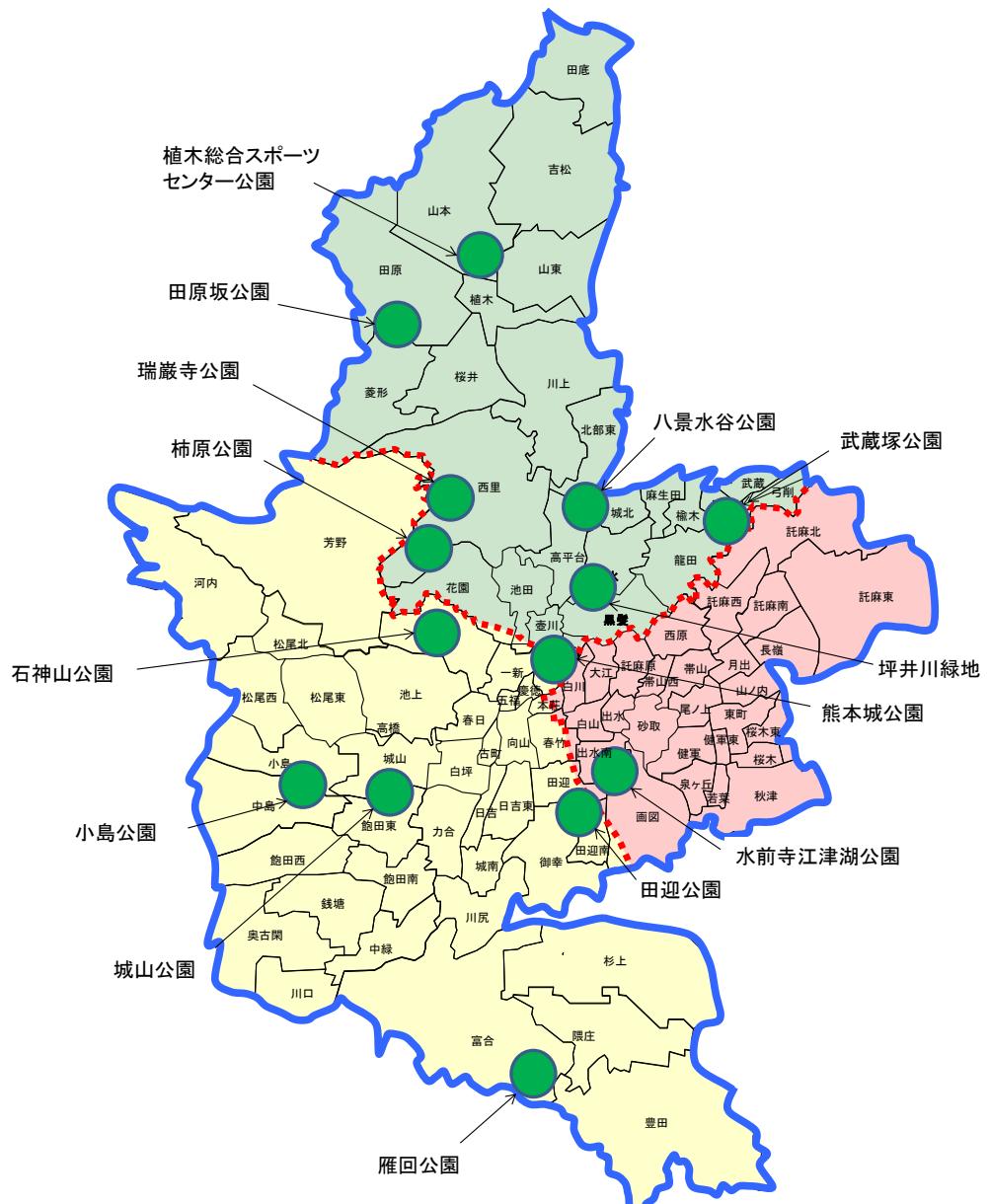
图表 開設年度別都市公園公園数分布



注：1949 年度に熊本城公園 535,686 m²、1966 年度に水前寺江津湖公園 1,254,368 m²を開設

旧富合町（平成 20 年 10 月合併）、旧植木町及び旧城南町（平成 22 年 3 月合併）の合併前の公園数と面積は、合併年度でなく公園開設年度でグラフに反映

図表 主な都市公園位置図



2) 施設の維持・更新状況

- ・街区公園については、熊本市公園施策の基本方針に基づき、一人当たり住区基幹公園面積が1m²未満の校区を対象に、2年に1公園を目標に整備してきました。
- ・都市計画決定後20年以上経過しているものの未整備区域がある公園については、長期未整備都市計画公園見直しガイドライン（平成28年3月策定）に基づき、見直しを進めています。
- ・平成23年以降、各公園施設の長寿命化計画策定を進めており、当該公園の計画的な管理と長寿命化に向けて取り組みを進めています。
- ・長寿命化計画未策定の公園についても、長寿命化計画の必要性について検討し、必要に応じて、平成30年度を目標に計画策定を進めています。
- ・公園施設の改修が必要となった場合には、現在のニーズ（遊歩道やグラウンドゴルフ等）に合わせた整備を行っています。
- ・定期的な点検パトロールの結果を踏まえ、遊具の再塗装やチェーン交換、フェンスの部分交換等の修繕を実施しています。
- ・照明灯については、維持管理費低減のため、長寿命化光源であるLED照明等を設置するようにしています。

3) 需要・運営状況

- ・水前寺江津湖公園等の一部の公園については指定管理者により管理しています。
- ・開設公園の約6割で公園愛護会が設置されており、定期清掃やポイ捨て防止等のマナー啓発も行っています。

4) 防災対応

- ・熊本市地域防災計画において、56箇所の公園が一時避難場所として位置づけられており、防災倉庫を10箇所、耐震性貯水槽を9箇所（都市建設局所管6箇所、消防局所管3箇所）の近隣公園に設置しています。

5) インフラ分野別方針

- ・人口の減少や施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、今後の公園施策は、新設から既存公園の適正管理及び有効活用へ転換していきます。
- ・主要な公園については、平成30年度を目安に長寿命化計画を策定し、計画的に施設の長寿命化を図ります。
- ・長寿命化計画を未策定の公園については、引き続き適切な管理に努めます。
- ・新たな手法による公園管理や公園愛護会のあり方について検討を行い、民間活力や住民による維持管理手法の確立について、検討を進めます。